

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第25号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(中間納付額等の還付)</p> <p>第14条の3 法人が法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合において、地方税法施行規則第6号様式の還付請求の欄に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2又は第25条の規定による請求書の提出があったものとみなす。</p> <p>(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)</p> <p>第20条の2 法第53条第61項の届出又は同条第62項の通知を受けた県税事務所の長は、同条第63項の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。</p>	<p>(中間納付額等の還付)</p> <p>第14条の3 法人が法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合において、地方税法施行規則第6号様式の還付請求の欄に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2又は第25条の規定による請求書の提出があったものとみなす。</p> <p>(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)</p> <p>第20条の2 法第53条第40項若しくは第41項の届出又は同条第42項の通知を受けた県税事務所の長は、同条第43項の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。</p>

第42号様式（第12条関係）

県税 領収証 (原符)						
税目						
徴収番号 (登録番号)						
年度						
期別 (事業年度)						
申告区分						
税額	円	円				
延滞金						
加算金						
小計						
領収金額	百	十	千	百	十	円

上記金額領収しました。
年 月 日
(所属名) 香川県収入取扱員 氏 名
市 町 番地
様

県税 領収証						
税目						
徴収番号 (登録番号)						
年度						
期別 (事業年度)						
申告区分						
税額	円	円				
延滞金						
加算金						
小計						
領収金額	百	十	千	百	十	円

上記金額領収しました。
年 月 日
(所属名) 香川県収入取扱員 氏 名
市 町 番地
様

◎ この領収証は重要な証拠となりますから大切に保存してください。

県税 引継票						
税目						
徴収番号 (登録番号)						
年度						
期別 (事業年度)						
申告区分						
税額	円	円				
延滞金						
加算金						
小計						
領収金額	百	十	千	百	十	円

年 月 日
(所属名) 香川県収入取扱員 氏 名
市 町 番地
様

消
込
印

- 備考
- 1 用紙の大きさは、用紙日本産業規格A4の3分の1さいとする。
 - 2 領収証用紙つづりは、第1葉を領収証（原符）、第2葉を領収証、第3葉を引継票としてこれを1組とし、50組で1冊とする。
 - 3 引継票は厚用紙とし、その他はノーカーボン用紙とする。
 - 4 1組につき記載する税目は、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税を除き、1税目とする。

第42号様式（第12条関係）

県税 領収証 (原符)						
税目						
徴収番号 (登録番号)						
年度						
期別 (事業年度)						
申告区分						
税額	円	円				
延滞金						
加算金						
小計						
領収金額	百	十	千	百	十	円

上記金額領収しました。
年 月 日
(所属名) 香川県収入取扱員 氏 名
市 町 番地
様

県税 領収証						
税目						
徴収番号 (登録番号)						
年度						
期別 (事業年度)						
申告区分						
税額	円	円				
延滞金						
加算金						
小計						
領収金額	百	十	千	百	十	円

上記金額領収しました。
年 月 日
(所属名) 香川県収入取扱員 氏 名
市 町 番地
様

◎ この領収証は重要な証拠となりますから大切に保存してください。

県税 引継票						
税目						
徴収番号 (登録番号)						
年度						
期別 (事業年度)						
申告区分						
税額	円	円				
延滞金						
加算金						
小計						
領収金額	百	十	千	百	十	円

年 月 日
(所属名) 香川県収入取扱員 氏 名
市 町 番地
様

消
込
印

- 備考
- 1 用紙の大きさは、用紙日本産業規格A4の3分の1さいとする。
 - 2 領収証用紙つづりは、第1葉を領収証（原符）、第2葉を領収証、第3葉を引継票としてこれを1組とし、50組で1冊とする。
 - 3 引継票は厚用紙とし、その他はノーカーボン用紙とする。
 - 4 1組につき記載する税目は、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税を除き、1税目とする。

第46号様式の3（その2）（第13条の6関係）

担 保 提 供 命 令 書			
年 月 日			
様			
香川県県税事務所長 印			
県税等の徴収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。			
担 保 の 内 容	担保される税目	法人県民税（法人事業税、個人事業税、 <u>特別法人事業税</u> 、地方税法特別税）	
	担保される金額	円	
	担保の種類		
担保の提供期限			
担保の算出される根拠			
命令する理由			
<p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			

第46号様式の3（その2）（第13条の6関係）

担 保 提 供 命 令 書			
年 月 日			
様			
香川県県税事務所長 印			
県税等の徴収上必要がありますから、下記のとおり担保の提供を命じます。			
担 保 の 内 容	担保される税目	法人県民税（法人事業税、個人事業税、地方税法特別税）	
	担保される金額	円	
	担保の種類		
担保の提供期限			
担保の算出される根拠			
命令する理由			
<p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 14 条の 3 及び第 20 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第 38 号様式（その 1）による用紙は、当分の間、使用することができる。